

平成15年11月20日  
近畿財務局

## 有限会社ナナヨー（貸金業登録業者）の業務停止について

有限会社ナナヨー については、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴求を行った結果、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）及び貸金業規制法に違反する以下の事実外が認められたので、平成15年12月1日から同年12月15日までの15日間、全店（本店のみ）の業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを平成15年11月20日付で命じた。

### 主な違反事実

#### 1. 出資法第5条第2項違反

上限金利（29.2%）による貸付で、みなし利息（手数料）を徴求していたことから、上限金利を超える貸付が認められた。

#### 2. 貸金業規制法第16条違反

（有）ナナヨーは、日賦貸金業者（有）デイリーハウスの意を受け、同社の費用負担をもって事業者に対し（有）ナナヨー名で「金利18～29.2%」などの消費者金融業者としての貸付条件を記載した広告（ダイレクトメール）を行い、この貸付条件による貸付を期待した顧客を、（有）デイリーハウスが、日賦貸金業者の上限金利（54.75%）で貸付けることを知りながら、同社に紹介していた。

これは、著しく事実に相違する表示であり、また、実際の貸付金利よりも著しく有利であると人を誤認させるような表示となっており、法において禁止されている誇大広告に該当すると認められた。

(参考)

有限会社ナナヨーの概要

1. 商 号 有限会社 ナナヨー
2. 代 表 者 きん ほうせい かなざわほうせい  
金 法 聖 (金 沢 法 聖)
3. 営業所の所在地 本 店：大阪市中央区東平2丁目5番4号  
ノバプロスペリテ11F
4. 登 録 番 号 近畿財務局長(1)第00740号
5. 登 録 年 月 日 平成13年2月14日
6. 事 業 の 概 要 消費者金融・事業者向け金融業者

(注) 同社は、東京営業所の廃止(平成15年5月31日)により、営業所が本店のみとなっているが、現在は近畿財務局登録の業者である。

連絡・問い合わせ先

近畿財務局理財部  
金融監督第3課 栗山、砂田、水田  
06-6949-6371